平成24年度

福島県環境審議会全体会議事録 (平成24年9月11日)

1 日 時

平成24年9月11日(火) 午後 1時30分 開会 午後 3時25分 閉会

2 場 所

自治会館 3階 303会議室

- 3 議 事
- (1) 福島県環境基本条例の一部改正について
- (2) 福島県環境基本計画の改定について
- (3) 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部改正について
- 4 出席委員

石田順一郎 遠藤ヤエ 河津賢澄 後藤忍 崎田裕子 佐藤俊彦 佐藤光俊 志賀令和 菅井ハルヨ 高荒智子 冨樫恵久子 長林久夫 松原正明 和合アヤ子 和田佳代子(以上15名)

5 欠席委員

稲森悠平 大迫政浩 清水晶紀 福島哲仁 星光祥 山口信也(以上6名)

6 事務局出席職員

荒竹 生活環境部長

牧野 生活環境部政策監

(生活環境総室)

中高 生活環境総務課長

守岡 生活環境部企画主幹 他

(県民安全総室)

遠藤 原子力安全対策課主幹

(環境共生総室)

成田 環境共生課長

丹野 自然保護課主幹兼副課長

片寄 水·大気環境課長

大友 水·大気環境課主幹兼副課長 他

(環境保全総室)

和田 一般廃棄物課主幹

山田 産業廃棄物課長

菅野 除染対策課主幹

7 内容

(1) 辞令交付

荒竹生活環境部長より、平成24年9月1日付けで就任した(任期:平成26 年8月31日まで)福島県環境審議会委員に辞令が交付された。

- (2) 開会(司会) 髙橋生活環境総務課主任主査
- (3) あいさつ 荒竹生活環境部長
- (4) 福島県環境審議会の組織体制について
 - ア 会長の選任等について

会長に日本大学工学部土木工学科教授 長林久夫委員、会長職務代理者に福 島大学共生システム理工学類特任教授 稲森悠平委員が選任された。

また、長林議長(会長)から、議事録署名人として石田委員と和田委員が指名された。

イ 部会構成について

事務局(中高生活環境総務課長)から、資料1-1のとおり、「環境政策及び循環型社会推進等に関すること」を審議する部会として第1部会、「廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること」を審議する部会として第2部会を設置すること、また、資料1-2のとおり、各案件を全体会及び各部会で審議していく予定であることを説明し、了承された。

ウ 所属部会の指名について

長林会長が、各部会に所属する委員を指名した。

エ 部会長の選任等について

第1部会長に福島大学共生システム理工学類特任教授 稲森悠平委員、第1 部会長職務代理者に福島県立医科大学衛生学・予防医学講座教授 福島哲仁委 員が選任された。

第2部会長に福島大学共生システム理工学研究科特任教授 河津賢澄委員、 第2部会長職務代理者に福島大学共生システム理工学類准教授 後藤忍委員が 選任された。

(5) 福島県環境審議会への諮問

「福島県環境基本条例の改正」、「福島県環境基本計画の改定」及び「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直し」の3件について、知事から審議会に諮問がなされた(知事代理の生活環境部長から長林会長に諮問書が手渡された)。

(6) 報告

「環境放射線モニタリングの状況」について資料3-1に基づき事務局(遠藤原子力安全対策課主幹)から、「除染の推進状況」について資料3-2に基づ

き事務局(菅野除染対策課主幹)から、「汚染廃棄物処理の状況」について資料3-3に基づき事務局(山田産業廃棄物課長)から説明が行われ、以下の質疑応答があった。

≪質疑応答≫

(石田委員)

資料3-1p.3において、「農産物を除く」とある。環境審議会は全体の結果を報告いただいて、それに基づいていろいろなことを議論する場と思っていたが、農産物を除くということは、それはどこで議論されることになるのか。

(遠藤原子力安全対策課主幹)

ここで議論するかどうかということとは少し違うが、この資料は、こちらの方で主としているものを中心としてまとめた。農産物を除くとしたのは、これに関しては農林水産部が主体的となって調査を実施しているので、我々の方で把握しているものを中心に記載するということでこの資料は作らせていただいた。

(守岡生活環境部企画主幹)

農産物については、農林水産部の方で扱っており、この審議会で審議するかどうかは農林水産部との調整が必要となるので、確認の上、ご返答したい。

(河津委員)

環境モニタリングは何かという話で、総合モニタリング計画の中に位置づけられていると思う。それには農産物を除くとは書かれていない。環境モニタリングの議論をするのであれば、何らかの形で提供されるべきと思う。

(後藤委員)

2点ある。1点は、資料3-1p.3において、この中で数値が過去に比べて増えているものがあるかないか、特に貯水池など周りから集まってくるようなところで。もう1点は、資料3-2p.2のリスクコミュニケーションについて専門家を招いてやっているとのことだが、福島県のリスク管理アドバイザーの位置づけを教えてほしい。アドバイザーは県のどのような制度に基づいてやっていて、人選などがどのように行われているのか、また、それについて環境審議会の場で議論できることがあるのかないのか。

(遠藤原子力安全対策課主幹)

環境モニタリングの中で増えているものがあるのかということについて、底質についてはバラツキがかなりあって、数値的に増えていると思われるところもある。特に、河川というよりは湖沼など、水が停滞する場所で若干高くなっている傾向にあるところも一部で見られる。

(菅野除染対策課主幹)

除染アドバイザーの件かと思うが、現在、5名の専門家にお願いしている。23年の7月頃に就任していただき、主な活動内容としては、県として除染をどのように進めていくべきか意見を伺ったり、除染技術実証事業について、公募した技術の選定や結果の評価についてアドバイスをいただいたり、また、住民説明会、フォーラムなどで専門家の立場から講演ということも行っていただいている。

(長林議長)

審議の対象の範囲で、この審議会として将来的に除染について話を踏み込めるのか、それとも諮問に対する回答にとどまるのか。

(守岡生活環境部企画主幹)

除染についても第2部会の審議事例に入っており、この審議会で審議いただくことになる。

(7) 議事(1)福島県環境基本条例の一部改正について

事務局(中高生活環境総務課長)から資料4及び参考資料2に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

≪質疑応答≫

(崎田委員)

資料4p.1において、条例改正の例として、「除染の推進」や「放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理の推進」とある。条例にも計画にも影響してくると思うが、放射性物質に汚染された環境を改善して、環境を再生していくというような、そういったところまで入るということで良いのか。

(中高生活環境総務課長)

環境基本条例に基づく環境基本計画の改正も同時並行でやっていく。それで、現状に戻す、もっと自然を回復させていくというものを、計画の中に理念として盛り込んでいくのか、条例として入れるのかというところは、これから審議いただきたいと考えている。

本議題は第1部会に付託し審議していくことで了承された。

(8) 議事(2)福島県環境基本計画の改定について

事務局(中高生活環境総務課長)から資料 $5-1\sim5-4$ 及び参考資料「福島県環境基本計画」に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

≪質疑応答≫

(佐藤俊彦委員)

除染について2点ほど。除染は現在、1ミリシーベルト/年のところを重点地域としてやるということで41市町村が対象と聞いている。その中で、20数カ所は基本計画にのっとって実際にやっているようだが、どの辺まで除染をしなければならないのか。0.23マイクロシーベルト/時であればいいだろうと俗に言われているが、除染はそれを目標にしてやればいいのか、それとも一応やりましたよというところで終わっていいのか。

もう1点は、資格の問題で、除染に携わる人が、業務従事者、現場監督者、業務管理者コースの講習を受けなければならないのか。実際に除染をやる場合に、管理者、監督者、従事者がいて初めて成り立つものか、それともこの他に、造園の1級とか、建築の1級など、資格をどの辺までもっていれば除染ができるのか。

(牧野生活環境部政策監)

今の質問には別途お答えさせていただくが、審議会は環境基本法に基づくもので、 審議会の中で条例や計画を変えていくということになっており、そこの部分ではま だ除染とか放射線の問題が入っていないので、それを取り込もうというところでご 審議いただきたいと考えている。今の話は、かなり深く入り込んだ個別のマターと なっているので、この場での審議ということではなじまないのかなと。

また、先ほどの石田委員の農産物を除くという話、分野としては、生活環境部と 農林水産部で役割分担しているが、できるだけ資料については農産物についても次 回以降、挙げさせていただきたい。

基本条例の中で、放射線とか除染の問題を取り込むかどうかがまだ整理されていないということで御理解いただきたい。従って、審議会の中でハンドリングというのはまだできるところまではいっていないというところである。

(菅野除染対策課主幹)

除染の目標値について、資料3-2において重点調査地域が41市町村とあるが、これは、ある時期に、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上になる地域が一部でもかかっている地域の中から国が指定したということなので、重点調査地域となっている市町村は少なくともどこか1部、1ミリシーベルト以上のエリアがあるということになる。法律の考え方から申し上げると、1ミリシーベルト以上を除染するかどうかを市町村が決められるということになる。重点調査地域の中でも、実際に除染をやるかどうか、細かく調査をして、最終的に計画を策定するかどうかの判断まで至っていないところもあり、今後、除染しないという可能性もある。また、計画を策定したところでも、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上のところを除染するという原則があるので、同じ市町村の中でも除染をするところ、しないところ、ポイントだけ実施する地域、面的に実施する地域など、様々色分けをしながら除染を進めているというのが実情である。

いろいろ講習会をやっているが、それが実際に除染をする上での資格となってい

るかということだが、除染そのものの作業については、何か資格がないとできないというものではないので、一定の技術があれば誰でもできる。ただ、労働安全性の観点、放射線防護の観点から、ある一定の講習を受けた者がいて、その者が実際に従事する者に対して放射線の教育をしなさいと決められているものもあるので、そういったものについては、講習会を受けて、従事者に教育することが必要になってくるというものもあるが、講習会を受けたから何か資格が与えられるというものではない。ただ、除染の作業をする上で、例えばクレーンなど、もともとその作業そのものに資格が必要なものもあるので、それは当然、その資格が必要となってくる。

(後藤委員)

資料 5-1 p. 3、4 における「I 環境回復の推進」—「2原子力発電所及び周辺地域の安全確保」についてお聞きしたいのだが、第2原発が再稼働しても対応できる書き方になるのか、それとも上位計画である総合計画を受けて、環境基本計画も廃炉を前提としてやっていくのか。

(中高生活環境総務課長)

まだ上位計画は決まっていない。ただ、原子力発電所に対して県としてどう取り 組むかというのはあくまで上位計画があるので、生活環境部として上位計画に反す るような内容は記載しない。

(崎田委員)

資料5-1p.3だが、環境政策は市民や事業者、行政の参加と連携、協働で地域で盛り上げていくという精神をすごく大事にしてきて、それで成果を上げてきたと思っている。大切な精神は変わらずにそういうところはあると思っているので、現行計画から見直すときに、できるだけポイントをはっきりして圧縮しようということなので、章立てを圧縮するという考えは検討の方向性としては当然かと思うのだが、環境政策の中で大事にしてきた参加と連携、協働が項目の中から消えていくというのは、環境政策のこれからを考えると、しっかり検討いただければありがたいなと感じた。除染にしても、国直轄の部分と、もっと線量が低いところで、地域の方と汗を流した方が速くいきそうなところもあるやもしれないし、除染と関係ない他の環境政策に関しても、多様な動きが地域に広がっていると感じているので、みんなで環境をもう一度盛り上げていこうという雰囲気を、きちんと意思表示できる方がいいなと思う。

(中高生活環境総務課長)

例えば、参考資料「環境基本計画」の p. 34~36において、「1低炭素社会への転換」—「(1)温室効果ガス排出抑制の取組みの推進」があり、その中で「①地球温暖化防止に向けた県民運動の展開」や「②環境負荷の少ない事業活動の推進」があって、その下に細かい施策が記載されている。今回、コンパクトと考えていたのは、①や②までは残し、それ以下の細かい部分については書かなくていいだろうと、

また、ここまで細かく書いてしまうと、年度年度で事業が変わってくることになる。 計画の期間中、骨太で基本的なコンセプトは変わらないということで、圧縮ではな くて、細かな施策の部分はあえて載せずに、骨太の部分だけを載せていこうと考え 方でやっていきたいということで、今後、皆様に具体的な内容を諮っていきたいと 考えている。

(和田委員)

細かい項目を入れたのは、より県民に身近なものとして環境基本計画をとらえて もらおうという意図があったはず。そのことも忘れずに進めていただきたい。

(牧野生活環境部政策監)

趣旨についてはそのとおりかと思う。それで今回の改正に当たっては、資料 5-1p. 3において、現行は $1\sim7$ まであるが、私どもが考えた中では、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現は非常に大切であるが、前提として、環境回復の推進を入れなければならない。細かい点というのは当然やっていかなければならないが、何でもかんでも一緒にするということではなくて、まず環境回復、それと並行しながら美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現を目指していくということで考えている。従って、p. 4 で、先にどっちがくるかというのは難しい部分であるが、相互に補い合っていきたいというふうに書いており、全体的には I の環境回復があって、その次に、ステップアップするような形での II があるというイメージを御理解いただければと思う。

また、環境基本計画は、総合計画の環境部分の部門別計画ということで、非常に大きな計画であり、それに基づいたディテールはまた別途、計画とか方針とかビジョンとか立てるような形で進めていきたいと考えている。

本議題は第1部会に付託し審議していくことで了承された。

(9) 議事(3)大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の一部改正について

事務局(片寄水・大気環境課長)から資料 $6-1\sim 6-3$ 及び参考資料 3 に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

≪質疑応答≫

(河津委員)

この物質がどういう物質で、なぜ法が改正されたかについて説明してほしい。

(片寄水・大気環境課長)

この 1,4-ジオキサンは発がん性のおそれがあるグループに属していて、今まで要 監視項目ということで国内の一般環境でどの程度検出されるか各都道府県で検査を していた。それで、この物質は国内で180トン程度使われているということ、それ から、環境の測定の中で決して検出されないものではいということを踏まえて、今回、 基準が改正された。なお、本県内では、この 1,4-ジオキサンを使っている特定施設 が少なくとも県内に1つある。

本議題は、事務局から説明があったとおり審議会の答申とすることで了承され、別途、知事に答申し、その後、各委員に答申書の写しを送付することとなった。

(10) その他各委員から

(石田委員)

資料 5-2 において、今後に向けた課題として 4 項目あり、これは資料 5-4 に基づくと記載あるが、資料 5-4 p. 3 の最後のところでは、モニタリングと除染の推進しかない。資料 5-2 の 4 項目が出てきた理由を教えてほしい。

(守岡生活環境部企画主幹)

モニタリングと除染の推進以外については、資料5-4の p. 1 から p. 3 上段までで記載されている内容から抽出したものである。

(石田委員)

アンダーラインがあるいろいろな課題をサマライズして、廃棄物の適正処理、原発 及び周辺地域の安全確保に分けたということか。

(守岡生活環境部企画主幹)

そうである。それに加えて、モニタリングや除染の推進に含まれる箇所もある。

(崎田委員)

資料 5-1 p. 4 に、環境創造センター(仮称)とあるが、これは、今後、環境基本計画や総合計画を見直すときに位置付けしていくということか。

(中高生活環境総務課長)

はい。復興計画には環境創造センターという名前ではなくて、環境回復拠点ということで入っており、それを受けて、部としては環境創造センターを位置付けていきたいということで、総合計画にも盛り込んでいきたいと思っている。

(崎田委員)

今後、どういうところに関係してくるのかというのは検討課題の一つということで良いか。

(中高生活環境総務課長)

環境創造センターは現在、基本構想を取りまとめているところで検討している段階であり、今後、環境創造センターをこういう機能を持たせてつくっていきたいと

なったときに、それを環境基本計画の中でどのように位置付けていくかということをまた議論していきたい。

(11) その他

(守岡生活環境部企画主幹)

次回の開催は、第1部会を予定しており、10月の中下旬で計画している。日程 等決まったら、第1部会の委員の方々に連絡する。

(12) 閉会(司会) 髙橋生活環境総務課主任主査